

食安輸発第0829004号  
平成20年 8 月 2 9 日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課  
輸入食品安全対策室長  
(公 印 省 略)

### タイ産ベビーコーンの取扱いについて

標記については、平成19年10月18日付け食安輸発第1018002号により通知し、**Suthan Hutacharoen Packing Facility**（又は **Sutan Pancking House**。以下「**Suthan 社**」という。）以外のタイ産ベビーコーン及びその加工品（70℃、1分又はこれと同等以上の条件で加熱されたものを除く。）について、輸入届出の30%について、赤痢菌に係るモニタリング検査を実施していたところですが、これまでの検査実績を踏まえ、今後は平成20年3月31日付け食安輸発第0331004号に基づき、通常のモニタリング検査を実施することとしたので、御了知願います。

なお、**Suthan 社**において加工、包装されたものについては、引き続き、下記のとおり取り扱うこととするので、併せて御了知願います。

また、平成19年10月18日付け食安輸発第1018002号は、本通知をもって廃止します。

### 記

**Suthan 社**が加工、包装したタイ産ベビーコーン及びその加工品（70℃、1分又はこれと同等以上の条件で加熱されたものを除く。）について、輸入者に対し、輸入を見合わせるよう指導すること。